

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中 期 目 標	<p>1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備 ねらい：大学の発展を見通しつつ、学術の進展や多様化する教育研究に対応した、高機能で快適な施設環境の整備を図る。</p> <p>2) 総合的な省エネ対策の推進 ねらい：環境保全、経費削減の観点から、施設設備の活用に伴うエネルギー使用の削減に努める。</p>
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備に関する実施方策</p>				
<p>ア) 環境・施設委員会の体制・権限・機能を強化し、大学の発展を見通した中長期にわたるキャンパス整備計画の策定を行う。</p>	<p>ア) キャンパス整備計画（マスタープラン）に基づき、平成19年度施設整備事業計画の策定を行う。</p>	III	<p>○平成18年度に実施した教育研究組織の改組・再編に伴うキャンパスマスタープランの見直しを終え、平成19年度施設整備事業計画を策定した。本事業計画で予定していた東1号館、2号館、6号館、7号館の総合研究棟への改修及び耐震改修については、平成18年度補正予算で実施が認められ早期の竣工が可能となった。</p>	
<p>イ) 環境・施設委員会は、上記キャンパス整備計画を踏まえつつ、老朽建物の耐震改修工事計画、施設利用の見直しによる効率的なスペースの再配分、共用スペースの確保によるプロジェクト研究などへの重点配分、維持管理計画等、総合的な施設マネジメントを策定し、施設設備の効果的・効率的使用と、着実な整備を推進する。</p>	<p>イ) キャンパス整備計画（マスタープラン）に基づき、本年度中に老朽建物の耐震改修、プロジェクト研究のための共用スペースの整備等の整備事業計画を実施する。</p>	III	<p>○キャンパス整備計画に基づく、老朽化建物の耐震改修及びプロジェクト研究のための共用スペース整備の事業計画により、4号館を教育研究プロジェクトセンター棟に、5号館を総合研究棟に整備した。</p>	
<p>ウ) 環境・施設委員会は、後述の</p>	<p>ウ) (継続して実施するため、特段</p>		<p>○平成17年度に引き続き、アスベスト除去工事を実施した。これにより全</p>	

<p>安全管理センターと緊密な連携のもと、効果的な運用を図る。</p>	<p>の年度計画はなし)</p>		<p>での吹き付けアスベストが完全に除去された。さらに、施設維持保全計画に基づく施設点検パトロールの結果を受け、2号館受水槽及び各建物防災電気設備の改修を実施し安全対策の向上を図った。</p>	
<p>エ) 上記キャンパス整備計画は、平成16年度末を目途に策定する。</p>				
<p>2) 総合的な省エネ対策の推進に関する実施方策</p>				
<p>ア) 環境・施設委員会は、ISO14001の認証継続維持活動と連携して総合的な省エネ対策を検討し、省エネ活動の推進とエネルギー使用の削減のための具体的な数値目標を計画し、公表する。</p>	<p>ア) 本学の「エネルギー管理標準」に基づき、省エネルギーを推進する。</p>	<p>III</p>	<p>○エネルギー管理標準の運用と ISO14001 の維持活動と連動させ、省エネ活動を推進した結果、基準年度(2002年度)比 4.2%の電気エネルギー使用量を削減した。</p>	
<p>イ) 上記の計画は、平成16年度内にとりまとめる。</p>				
			<p>ウェイト小計</p>	

度に設置し、順次活動を進める。		
	ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営
 ③ 環境問題への取組みに関する目標

中 期 目 標	1) 全学的な環境問題への取組み ねらい：本学の教育研究上の長期ビジョンとも深くかかわる課題である環境汚染防止と地球環境の継続的改善という視野から、学生の積極的な参画を促し、継続的に環境負荷低減活動を全学的に推進する。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
3 環境問題への取組みに関する目標を達成するための措置 1) 全学的な環境問題への取組みに関する実施方策				
ア) 環境管理責任者の指揮の下に、環境・施設委員会、環境科学センターを中心に、ISO14001認証の継続維持活動を全学的に進める。	ア) イ) ウ) 環境マネジメントシステムの体制を見直し、新組織体制に整備する。	III	○平成18年度に実施した改組・再編後の教育研究組織に合致した環境マネジメントシステム（EMS）体制を整えた。	
イ) 平成15年度に全学取得したISO認証を、平成16年度以降確実に継続維持充実させる。 ウ) 環境科学センターの体制を整備し、上記の認証継続維持活動を充実させる。	ア) イ) ウ) 環境・施設委員会の下に、環境マネジメントシステムの運用を全学で実施し、ISO14001認証の継続維持を行う。	III	○環境マネジメントシステムを全学で運用した。また、平成18年9月には、ISO14001 認証維持審査に合格した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営
④ 他大学との連携協力の強化に関する目標

中 期 目 標	<p>1) 教育研究開発能力（コア・コンピテンス）の向上と他大学との幅広い連携協力 ねらい：これまで述べてきた目標を達成し、期待される成果を挙げるためには、国内外の大学や研究機関と緊密に連携し、提携関係、協力関係を樹立していくことが重要である。 しかしながら、かかる提携・協力関係を実りあるものとするためにも、本学が他大学等に積極的に貢献し得る教育研究のコアの確立と開発能力を確実なものとしていくことが何よりも重要である。 なお、上記視点を踏まえつつ、大学再編・統合について検討を継続していく。</p>
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
<p>4 他大学との連携協力の強化に関する目標を達成するための措置 1) 教育研究開発能力（コア・コンピテンス）の向上と他大学との幅広い連携協力に関する実施方策</p>				
<p>ア) 京都府立大学、京都教育大学をはじめとする近隣の大学への授業公開等による単位互換の充実とともに、「大学コンソーシアム京都」が実施する学生交流や共同事業への積極的な参加を図る。</p>	<p>ア) 大学コンソーシアム京都の単位互換の積極的な活用を引き続き推進するとともに、プラザ科目として新たに「ヒューマンインターフェース」、「ファイブロ科学入門」、「実践ユニバーサルデザイン」及び「虫を知り、虫と共生する」の4科目を提供する。また、京都府立大学、京都教育大学、同志社大学及び工科系12大学との単位互換事業を引き続き推進・実施する。</p>	Ⅲ	<p>○大学コンソーシアム京都のプラザ科目として、「ヒューマンインターフェース（受講者3名）」、「ファイブロ科学入門（受講者4名）」、「実践ユニバーサルデザイン（受講者65名）」、「虫を知り、虫と共生する（受講者86名）」を提供し、また、インターンシップについては17名が参加し、単位を認定された。 京都教育大学、京都府立大学、同志社大学及び工科系12大学との間による単位互換を引き続き実施し、次のとおり各大学間で学生の派遣及び受入れを行った。 京都教育大学 2名派遣 受入なし 京都府立大学 11名派遣 24名受入 同志社大学 2名派遣 2名受入 工科系12大学 派遣なし 1名受入 さらに、平成18年10月に京都府立医科大学、京都府立大学及び本学との3大学で締結した包括協定に基づき、平成19年度から教養教育に係る授業科目の単位互換事業を開始することとした。</p>	
<p>イ) 近隣の大学や医・工科系大学等との研究交流、共同研究事業</p>	<p>イ) 京都府立医科大学、京都府立大学及び本学との3大学間で昨</p>	Ⅳ	<p>○「3大学連携推進協議会」での協議を踏まえ、平成18年10月に3大学間で包括協定を締結した。</p>	

<p>をより組織的に展開する。</p>	<p>年度に設置した「3大学連携推進協議会」において、教育・研究等の連携推進策について検討を進め、研究者交流や共同研究事業の具体策を検討する。</p>	<p>協定は、相互の大学が緊密に連携を図りながら、教育及び研究内容を充実させるとともに、地域や社会に一層の貢献を行うことを目的に締結したもので、3大学による教養教育の共同実施、総合的な教育の実現を目指した単位互換の推進、大学院連携の構築、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究協力の推進、3大学による総合的な地域連携・地域貢献の展開を掲げている。</p> <p>これに基づき、教養科目の共同実施に向けて、平成19年度からの単位互換開始を決定し、研究推進として、共同研究等の学術交流推進策の検討を進めて「ヘルスサイエンスの総合化」をテーマにした第2回3大学連携フォーラムを開催した。(3月16日開催。基調講演、研究発表7件、ポスター発表56件、参加者約250名)そのほか、京都府立医科大学が医学研究科に設置した医工連携の修士課程「医科学専攻」に本学教員2名の参加が決定した。</p>
<p>ウ) 人事事務システム、財務会計システム、資産管理事務システム等について、各国立大学法人共通システムの構築等、事務情報化に関する連携を継続する。</p>	<p>ウ) 人事事務システム及び財務会計システムのユーザ会へ積極的に参加し、情報交換を初めとした各国立大学法人との連携強化を図り、各システムの機能向上や効果的な運用等を目指す。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>○同一の人事事務システム、財務会計システムを導入している国立大学法人で構成するUPDSユーザ会(人事事務システム)、グロービアユーザ会(財務会計システム)に参加し、他大学と連携して各システムの機能向上や効果的な運用等に関する要望をとりまとめ、各ベンダーに要望した。UPDSユーザ会からの要望では、主に各法人の人事院勧告への対応に呼応したシステムの修正をはじめ、約20項目の機能改善が行われた。また、グロービアユーザ会からの要望では、効率的に支出決定決議データ入力ができるように画面をクリアするタイミングの改善がなされる等、約20項目の機能改善が行われた。</p>
<p>エ) 上記措置については、大学戦略室等作業部会を中心に総合的な方策を検討し、平成16年度より着手可能なものから順次実施する。</p>		
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 京都府立の2大学との連携

京都工芸繊維大学、京都府立医科大学、京都府立大学の3大学の連携に関する協議の場として、平成17年11月に設置した「3大学連携推進協議会」での協議を踏まえ、平成18年10月に3大学間で包括協定を締結した。

協定は、相互の大学が緊密に連携を図りながら、教育及び研究内容を充実させるとともに、地域や社会に一層の貢献を行うことを目的に締結したもので、3大学による教養教育の共同実施、総合的な教育の実現を目指した単位互換の推進、大学院連携の構築、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究協力の推進、3大学による総合的な地域連携・地域貢献の展開を掲げている。

これに基づき、教養科目の共同実施に向けて、平成19年度からの単位互換開始を決定し、研究推進として、共同研究等の学術交流推進策の検討を進めて「ヘルスサイエンスの総合化」をテーマにした第2回3大学連携フォーラムを開催した。そのほか、京都府立医科大学が医学研究科に設置した医工連携の修士課程「医科学専攻」に本学教員2名の参画が決定した。

(2) 宮崎大学との連携

生物遺伝資源の研究や応用に必要とされる専門的技術のみならず、社会に対し安全・安心を提供するうえで必要な生物多様性に関わる法規等の実務にも精通した遺伝資源技術者を養成するためのモデルカリキュラムの開発を行う「遺伝資源専門技術者養成モデルカリキュラム開発事業」を平成18年度から開始した。

平成18年度は、講義科目「生物遺伝資源学特論」と「遺伝資源と社会—法規—」を大学院博士前期課程に新たに開講した。平成19年度からは、両大学で遺伝資源学実習及び演習を実施し、修了生に対して「遺伝資源キュレーター認定書」を交付することとしている。

(3) 舞鶴工業高等専門学校との連携

平成18年12月より舞鶴工業高等専門学校と地域貢献を中心にお互いの特色を活かした取組について検討を重ね、平成19年3月に包括協定を締結した。教育交流、研究交流、産学連携、地域貢献の4事業を実施することとしている。

(4) 単位互換制度の実質化

これまでから実施してきた京都府立大学との専門科目の単位互換事業では、受講登録の時期を4月とし、前学期と後学期を合わせて行っていたが、双方のシラバスのWeb化など環境が整ったので学期毎に行うこととした。

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 施設マネジメント等が適切に行われているか

①施設マネジメント実施体制及び活動状況

本学では、諸施設の整備及び環境保全に関する事項についての審議、企画、実施を行う「環境・施設委員会」を設置し、施設マネジメントにあたる。同委員会の下には、「施設整備計画専門部会」、「エネルギー管理専門部会」、「環境専門委員会」及び「環境監査専門委員会」の4つの部会を設置し、委員会の定めた基本方針に沿い、これらの部会活動が互いに連携することにより、具体策を検討するなど、効果的な施設マネジメントを実施している。

この体制の下、キャンパス整備計画（キャンパスマスタープラン）の策定をはじめ、同計画に基づく老朽改善や学習環境改善のための実施計画の策定、共同利用に係る施設の活用に関する基本方針の策定、省エネルギー活動の効果的な推進を目的とした「エネルギー管理標準」の策定、環境マネジメントに関する取り組みによる ISO14001 の認証維持継続など、活発な活動を進めている。

②キャンパスマスタープラン等の策定

キャンパス整備計画（キャンパスマスタープラン）は、前述の「環境・施設委員会」において、平成16年度に原案を作成し、平成17年度に策定を終えた。その後、平成18年4月に行った大幅な教育研究組織の改組・再編に伴う見直しを進め、歴史都市における21世紀の新しい工科大の実現に向けて、施設の効果的運用、都市内で果たす大学キャンパスの役割等に視点を置き、平成19年2月に決定した。

マスタープランは、本学のアカデミック・プランと連動したフィジカル・ゾーニングを含む本学施設の今後のあり方について定めている。

③施設・設備の有効活用の取組

本学では、平成18年1月に「共同利用に係る施設の活用に関する基本指針」を定め、共同利用施設の有効な利用を図っている。

平成18年度には、改修を終えた4号館及び5号館を共同利用スペースとして確保し、4号館は、競争的経費を確保した教育研究プロジェクト等に年限を付して貸与する教育研究プロジェクトセンター棟とした。5号館は、総合研究棟として活用し、研究内容、研究目的、研究計画の妥当性などについて審査のうえ、利用者を決定し、時限を付して貸与している。

また、各種測定・分析機器等を集中管理し、学内における教育研究の共同利用に供するとともに、計測・分析技術の研究開発等を行い、本学における教育研究の進展に資することを目的として、「機器分析センター」を平成13年度に設置し、設備の有効活用を進めている。さらに、平成17年12月には、全学レベルの計画的・継続的な設備の整備を図るため、「設備

整備に関する基本計画（設備マスタープラン）」を策定し、次期調達設備の選定ルール、共同利用設備の維持管理体制の明確化などを定めている。

こうした学内の共同利用施設・設備については、施設設備の占有を排除し利用者のコスト意識を醸成するとともに、施設・設備の維持に必要な経費に充てるため、利用者から利用料金を徴収する方針で整備している。

④施設維持管理の計画的実施

本学では、建物及びその付帯施設の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、平成16年7月に「京都工芸繊維大学施設維持保全計画」を策定した。

同計画では、快適で魅力のあるキャンパスを維持するための点検等に係る業務の実施体制並びに実施要領を定めており、平成18年度も4月に点検を実施して、点検結果による改修計画を立て、緊急度に応じて改善工事を実施した。

⑤省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

本学では、環境教育の充実に加え、理工系大学では、学生を含めた全学的な取り組みとしては全国で初めて、環境の国際標準規格ISO14001を平成15年9月に取得し、環境汚染を予防し、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に取り組んでいる。平成18年度は、教育研究組織の改組・再編に伴う環境マネジメントシステムの体制を見直したうえで、全学で運用し、9月には、維持審査に合格した。

さらに、このISO活動と連携し、具体的な省エネルギー推進方策とその判断基準を明記した「エネルギー管理標準」を策定し、省エネルギー活動を推進している。

(2) 危機管理への対応策が適切にとられているか

①災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備

労働安全衛生、防犯・防災、施設・設備、学生の事故・不祥事等、入試業務、職員の事故・不祥事、セクハラ等の人権侵害、情報セキュリティなどに係る安全管理・危機管理に対応するため、役員会を「危機管理統括」及び「対策本部」とし、全学をカバーする安全管理・危機管理態勢を整備して、総合的なリスクマネジメントを行っている。

また、職員、学生の健康及び安全に関する事項については、平成16年度に設置した「安全管理センター」を中心に組み立てられ、平成19年3月には、本学の職員・学生、近隣住民等の安全等に関する危機管理の規則として「国立大学法人京都工芸繊維大学危機管理規則」を整備し、併せて、同規則に基づき、危機管理に関する基本的な指針となる「危機管理指針」、災害が発生した場合の対応について示した「危機対応マニュアル」を作成した。そのほか、①年2回の安全衛生パトロールにより不適格な事項を改善すること、②廃液処理、化学物質等の管理、防毒マスクの取り扱い等の講習会の開催、③AED（自動体外式除細動器）の使用説明を含めた総合防災訓練の実施、④全学生に対する「安全の手引き」の配布などの取組を通じて、安全管理意識の徹底、事故の防止に努めている。

なお、本学における危険物取扱、毒物・劇物管理については、消防法や毒

物及び劇物取締法その他の関係法令等に従うほか、それぞれ要項を定めて実施しており、要項に定める受払い簿での管理のほか、ISO14001認証における目標として化学物質管理の徹底を掲げており、その内部監査や認証機関による認証維持審査によって管理状況を確認している。

②研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

一部の大学において、科学研究費補助金等の不正使用などの事例が報告され、国民の期待や信頼を失わせている事態を受け、本学では、科学研究費補助金に関する2度の説明会を開催するとともに、法人が機関として管理する全ての経費の適正な管理を徹底するため、外部資金の間接経費等を財源とする大学運営管理経費の取扱要領を改正し、検収センター（仮称）設置等の事務処理体制を整備するための環境を整えた。

(3) 従前の業務実績の評価結果の運営への活用

①評価結果の法人内での共有や活用

国立大学法人評価結果は、その通知を受けた後に、「国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況」と併せて「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」に報告するとともに学内外に公表している。また、平成18年度からは、平成19年度計画を策定する段階で、平成17年度の評価において各大学に示された課題等を取りまとめて関係部署に示した。

②具体的な指摘事項に関する対応

具体的な指摘事項なし